

オーガニック・ワーカー(有機農業技術者)養成科(求職者支援訓練)受講生募集!



小松島市と徳島労働局で締結をしている雇用対策協定に基づく求職者支援訓練のご案内です。小松島市榑瀨町にて2011年より継続して行っており、これまでに卒業生132名の実績があります。

オーガニック・ワーカー養成科では有機農作物生産の植物生理・栽培科学、生物や環境を豊かにする農業の知識と技術を身に付け、生産・販売の現場で活躍できる次世代の人材育成のための訓練を実施します。また、水稻の特別講義も実施します。

求職活動中の方を対象に、秋コースの募集を行います。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

【募集期間】 7月21日(火)から8月20日(木)まで

【受講期間】 9月18日(金)から

令和3年3月17日(水)まで

※総訓練時間 610時間

【訓練実施場所】

小松島有機農業サポートセンター
(小松島市榑瀨町字間町 11-4)



【申込先】 居住地を管轄するハローワーク

【お問い合わせ先】

NPO法人とくしま有機農業サポートセンター
☎ 37・2038

ごみの不法投棄は犯罪です!

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や河川、山林、他人の土地などに捨てる行為です。不法投棄は、まちの景観を損なうだけでなく、放置すると不法投棄の助長や水質・土壌汚染など環境への悪影響の要因となります。一人ひとりが不法投棄は「しない」、「許さない」という意識を持ち、まちを美しく保ちましょう。

不法投棄には罰則があります

不法投棄をした者には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。

不法投棄をなくすには?

所有者(管理者)の方は不法投棄の未然防止のため、敷地周辺に柵(囲い)等の設置や定期的な草刈りなど適切な管理に努めましょう。私有地に投棄されたごみは、原則として自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄を見つけたら

不法投棄を発見した場合は、わかる範囲で構いませんので、場所、投棄物の種類や量について、警察署もしくは市市民生活課まで連絡してください。また、不法投棄された廃棄物は動かさず、現状のままにしておいてください。

【お問い合わせ先】

市市民生活課環境企画・公害担当(市役所1階②番窓口) ☎ 32・2147 / FAX 33・2234
Mail: seikatsukankyo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

行政相談委員が委嘱されました

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間のボランティア有識者です。国の行政全般に対する苦情や意見、要望を受け付け、相談者への助言や関係機関への苦情の通知などを行っています。

平成25年度より本市の担当委員であった三ツ本さんの退任に伴い、令和2年6月1日付けで次の委員が新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

【新任行政相談委員】 氏名 おおた としひこ 太田 敏彦 さん

また、上記新任委員のほかに、次の行政相談委員も引き続き委嘱されています。

みやしろ ひでゆき
氏名 宮城 秀行 さん

くらしき いちえ
氏名 倉敷 一枝 さん

※今回の定例相談会は以下の日程で行います(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時間帯を変更・縮小のうえ開催します)。

【日時】 7月27日(月) 午前9時から正午まで

【場所】 市役所1階玄関ロビー

【お問い合わせ先】

市秘書政策課広報担当(市役所3階)
☎ 32・3812 / FAX 32・1474
Mail: kouhou@city.komatsushima.
i-tokushima.jp